

知的財産戦略調査会の提言とりまとめ

平成26年5月27日
自由民主党 政務調査会
知的財産戦略調査会

知的財産戦略調査会においては、昨年とりまとめた10の提言を踏まえ、政府の取り組み状況を聴取した上で、産業活性化小委員会（坂本剛二小委員長）、コンテンツ小委員会（小坂憲次小委員長）を中心として、各々、別添のとおり、とりまとめを行った。

今次の提言のポイントは以下の3点である。

第1は、本年度はアベノミクスの3本の矢の3本目、いわゆる成長戦略の仕上げの年であり、この1年間で結果を出すべき施策をあますところなく提言した。政府においては、これまで以上に議論を加速化し、結果を出してもらいたい。困難な壁があれば、是非、党としても一緒に汗をかいていきたい。

第2は、産業競争力強化のための知財戦略という点を貫いたことである。とりわけ、職務発明制度の見直しに代表される特許制度と、営業秘密保護制度については、期限を切って法律改正の流れを作った。この二つの制度の改革により、企業の知財戦略のウィングは相当広がることとなる。

第3は、グローバルな視点からの知財戦略という点を貫いたことである。とりわけ、オリンピック、パラリンピックの招致が決定し、日本のコンテンツを海外に発信する、またとない機会が巡ってきた。TPPの知財分野の交渉も大詰めを迎えているが、著作権をめぐる制度改革もこれを機に議論を加速化させていく必要がある。

コンテンツ小委員会では、日本文化の発信とともに、「いかに海外で稼いでいけるコンテンツを産み出していくか」という、大胆な切り口で議論を行い、画期的な施策の提言に至った。

この提言については、政府に申し入れ、来月にとりまとめられる知的財産推進計画はもとより、改訂版の日本再興戦略、骨太の方針に、一つたりとも洩れることなく反映してもらいたい。

言うまでもなく、知財戦略を巡る課題は、この一年で全て解決されるほど容易なものではない。一方で、少子高齢化に伴う労働力人口の趨勢的減少、製造拠点のグローバル化、アジアを始めとする新興国の輸出力の強化等により、貿易赤字の構造的定着が免れない中、経常収支で黒字を維持し、国力を向上し、明日の世代に夢と希望を与える切り札が、「日本は知恵で稼ぐ」、すなわち、知財戦略であり、時間をかけて議論すべきところはしっかりと議論し、従来の発想を超える大胆な改革にチャレンジしていくべきである。

第2次安倍政権発足以降、特許庁の任期付審査官の拡充、あるいは、特にコンテンツ分野における大幅な予算の拡充など、予算や定員の面で相当な進展があった。今後ともその努力を惜しんではならない。これらに加えて、例えば、知財高裁をはじめ知財司法関係者による国際的情報発信等のさらなる充実や知財司法の在り方、あるいは、知財を担当する政府組織を見直し拡充することなどについても、腰を据えて議論していく必要があるのではないかと。

今後とも、党と政府が一体となって、よい緊張感を保ちつつ、しっかりと、かつ、スピーディに結果を出していくこととしたい。

(以上)

産業活性化小委員会 7の提言

平成26年5月27日
自由民主党 政務調査会
知的財産戦略調査会
産業活性化小委員会

1. 「世界最速・最高品質」の審査体制をはじめとする世界最高の知財システムの構築とその海外展開の国家戦略としての支援

米・EU諸国など知的財産先進国や、近年成長著しい中国、韓国などの知的財産新興国との知財制度競争に打ち勝てる戦略的かつグローバルな知財システムを構築する。また、これらの国々におけるわが国の進出企業の知的財産の保護・確保による海外展開を国家戦略として支援するとともに、収益を産み出す強力なツールとして知財を最大限活用し、訴訟面の対応も含め、いわば「知財で戦う」という強い意思の力をもって、知財先進国としてのイニシアティブを発揮する。

- ・ 日本での特許権をはじめとする知的財産権の取得により、海外においてもその審査結果が尊重され、強い権利が速やかに確保できるような日本の知財システムを構築することにより、「世界最速・最高品質」の知財審査の実現を目指す。具体的には、①権利化までの審査期間の半減（平成24年実績である特許審査期間30か月を今後10年以内に14か月以内に）、②一次審査までの期間の更なる短縮（現在の11か月を10か月に）、③特許国際出願の審査対象（ISA管轄）の拡大、④外部有識者による客観的な品質管理システムを導入して審査品質の向上等を実現させるための諸施策を行う。（新規）
- ・ わが国知財制度の基盤である特許庁の審査体制については、昨年度の提言により126名の任期付審査官等の拡充・増員が実現したところであるが、「世界最速・最高品質」の審査を実現するために、「審査官2000人」体制を早期に構築することが必要。このため、更なる任期付審査官等の拡充・増員や特許庁情報システムの整備等を進める。（拡充）
- ・ 中国の特許・実用新案出願数が全世界の出願数の4割を占めるなど、中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、外国語文献の和文翻訳システムの整備や日本の知財関係法令等の外国語訳の推進等により外国語文献の日本語検索をはじめとする情報提供体制の整備を促進する。（拡充）
- ・ 日本企業の負担軽減を実現すべく、特許及び商標出願手続の国際統一化・簡素化を図るため、国毎に異なる特許及び商標出願手続の統一化等を実現する特許法条約及びシンガポール条約（商標）の締結を検討するとともに、意匠法条約（仮）の交渉の早期妥結に向けた国際的な取組みを進める。（新規）

- ・ 知的財産権を巡る訴訟について、権利保護の実情を踏まえた適正な立証責任の在り方について更なる検討を行うなど、訴訟を通じた紛争処理機能の強化を行うとともに、知財高裁について、海外も含めた情報発信力を一層強化し、また、裁判官に対するサポート体制の充実を図る。(継続)
- ・ 知財システムの更なる国際化の推進、特にアジアやアフリカ、中南米などの新興国の知財システムの整備を通じて、日本企業のグローバル活動を強力に支援するとともに、新興国におけるわが国の知財システムの更なる普及・定着を図るため、わが国審査官の派遣や審査協力等、こうした新興国に対する知財人材派遣による技術・法整備・法執行体制の整備の支援等を行う。(拡充)
- ・ 二国間・多国間経済協定等を通じてわが国の公正な知的財産権の保護を確保するとともに、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)等の国際条約等を通じた海賊版・模倣品被害対策の国際的連携を強化する。(継続)
- ・ 知的財産に係る開発・利活用を促進するため、オランダ、フランス、英国などですでに導入されているパテントボックス税制(知財によって得た所得に低税率を適用する制度)等、知的財産に係る開発・利活用の促進に資する優遇税制の導入に向けた総合的な検討を進める。(継続)

2. 中小企業・ベンチャー企業等の国内外における知財活動支援の抜本的拡充

わが国の競争力の源泉である中小企業・ベンチャー企業について、特許出願に係る費用の軽減、相談体制の充実、海外事業展開の支援等を通じた総合的な知財支援体制を構築する。

- ・ 幅広く円滑な知財の権利化を支援するべく、特許・商標・意匠等の取得及び維持に係る料金体系を見直すとともに、中小企業等に対する特許料の減免制度について、米国のスモール・エンティティ制度等も参考にしつつ、中小企業等に広く利用が進むよう、思い切った要件緩和を行うなどの措置を講じる。(継続)
- ・ 中小企業をはじめとするわが国企業が、自社の「強み」を差別化・付加価値の最大化を図る「オープン・クローズ戦略」によって「技術で勝つ」ため、特許取得のみをゴールとするのではなく、戦略的に知的財産を取得・活用できるための先端技術の特許化・秘匿化(営業秘密)の相談・支援、模倣品対策等を含めたワンストップで支援するための体制を強化する。(拡充)
- ・ 中小企業による国内外における知的財産権の権利化及び保護を支援するサービスを拡充する。特に、知財総合支援窓口については、特許権等の産業知的財産権のみならず著作権や不正競争防止法関連を含む知的財産権の国内外の展開を行うための相談機能についても総合的な強化を図る。また、弁理士や弁護士、中小企業関係機関などの関係機関との連携を強化し、中小企業の立場に立って、使い勝手の良い支援体制を構築する。(拡充)
- ・ 中小企業等の経営層を支える人材育成やネットワークの構築を行うため、知財情報を中小企業等に提供する基礎インフラとしての「特許電子図書館」の刷新構築等を行う。(新規)
- ・ 模倣品や、正当な権利を有さない者の出願などによる被害が拡大している状

況を踏まえ、在外公館・ジェトロ・I N P I T（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の活用等により更なる海外進出企業への支援体制の強化を図るとともに、J a p a n - I P デスクの整備、わが国の法曹人財を海外に派遣し、知的財産法制やその運用に関する情報提供等の法的支援業務の強化や進出先における知的財産権に係る支援を一層充実させ、海外進出企業をオールジャパンで支援する。（拡充）

3. 研究開発力強化のための職務発明制度の抜本的見直し

現行法上、発明者帰属とされている職務発明制度については、昨年6月の「知的財産政策に関する基本方針」（閣議決定）、「知的財産政策ビジョン」（知財本部決定）では、当調査会の提言に基づき、「例えば、法人帰属や使用者と従業員等との契約に委ねるなど、産業競争力に資する措置を講じる」とされたところであるが、わが国産業の国際競争力強化及び公正な発明インセンティブの確保との調整を図る観点から、諸外国の制度も参考にしつつ、さらに議論を加速化させ、夏までに取りまとめ、秋の臨時国会への法案提出を目指す。（新規）

4. 営業秘密保護の総合的な強化と迅速な対応

営業秘密の保護はわが国の産業競争力強化に直結する重要な課題であり、わが国の企業が保有する技術情報等の営業秘密の盗用や海外への不正流出等を防止するとともに、被害を受けた企業が差止請求や損害賠償請求等の法的手段により被害の拡大防止や回復を迅速に図れるよう、官民双方が危機意識を持って、以下の対応をスピーディに実施すべきである。

- ・ 「国の取り組み」（法制面での整備等）、「企業の取り組み」（社内体制の整備、社内教育の徹底等）、「官民連携」（官民の情報共有、連携体制の構築等）のいわば三位一体となった総合的な取り組みを、目に見える形でさらに強力に推進する。（新規）
- ・ 国においては、関係省庁（経済産業省、法務省、警察庁、財務省等）による対策会議を定期的に行うなど連携を強化すること等により、政府全体として営業秘密保護強化に向けた体制の充実を図り、問題の把握と的確な対策を可及的速やかに講じる。（新規）
- ・ 企業における営業秘密保護のあり方を示す「営業秘密管理指針」について、法的保護が受けられるための管理方法の整理や、企業の自己防衛能力の向上に資する人的・技術的管理も含めたベストプラクティスの反映等、事業者により実践的でわかりやすく改訂するなどにより、営業秘密について、企業の管理レベル向上と漏えい対応の強化を図る。（新規）
- ・ 主に中小企業を対象として、関係機関の活用・協力やワンストップ支援体制（前掲）の構築等により、営業秘密管理についての相談業務やタイムスタンプの利用によりノウハウ保護を強化する原本証明、企業の自己防衛能力の向上や人材育成につながるセミナー等の広報・教育活動等の取組を行う。
（拡充）
- ・ より実効的な刑事規定による抑止と民事規定による救済を実現するという

観点から、非親告罪化や罰金刑の引き上げ、裁判における被害者の立証負担の軽減、水際措置等の現行制度の見直しや追加も含めた抜本的な見直しについて早急に検討を行い、営業秘密の保護を強化する法案を来年の通常国会に提出することを目指す。(新規)

5. 戦略的な国際標準・認証の獲得への取組みの強化

わが国の高度な技術を活かした工業製品等、日本の優れたものづくり技術による新市場の創出と海外展開を強力に推進するため、標準化・認証獲得に関する官民戦略を策定し、戦略的な取組みを強化する。

- ・ わが国の高度な技術を生かした工業製品や安全かつ良質な農産品や農産品の生産技術など日本のものづくり技術の海外展開を戦略的に推進するため、国際標準化の活用を積極的に検討する。(継続)
- ・ 国際標準化機関におけるわが国の影響力を高めるため、国際標準化・認証に係る専門家の育成を一層推進し、ISO/IEC専門委員会等における幹事国の引受け件数を欧米先進国並みの水準に引き上げるとともに、国際幹事や議長を担える人財を、世代を超えて育成する方策を官民協力して構築する。(拡充)
- ・ 国際的に通用する認証体制の整備を図るため、わが国認証機関の体制強化及び海外の認証機関との連携を推進する。(継続)
- ・ 迅速かつ円滑な標準化を可能とするため、国内標準(JIS)及び国際標準(ISO/IEC)の立案・審議に関する現行の標準化制度を改革する。(新規)
- ・ 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人材派遣、規格立案、国際交渉等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(新規)

6. 産学官連携による知的財産権の創造・利用の促進

平成25年12月に議員立法により成立した改正研究開発力強化法を踏まえ、産学官連携による研究開発等をさらに促進するため、優遇税制の拡充、知的財産権のマッチング事業、世界的な研究開発拠点の誘致等により、産学官連携による知的財産権の創造・利用を促進する。

- ・ 産学官連携による研究開発や産学連携ベンチャー事業等、大学発の知的財産権の創造・利用を促進するための優遇税制の拡充を図るとともに、大学と企業との共同開発に係る知的財産権の権利処理のルールについて明確化を図る(継続)。
- ・ 大学に対する特許料の減免措置を講じ、強い権利の取得ができるよう大学による特許申請を促すとともに、特許使用料の減額化を通じて、ベンチャー企業等による大学が保有する特許の使用を促進する。
- ・ 大学における研究開発に係る成果について知的財産権としての保護を図る

とともに、大学等で眠っている未利用の特許権等について、事業化も含め、その効果的利用を促進するため、TLO（技術移転機関）や国の出先機関等が行う中小企業・ベンチャー企業等の企業との橋渡し機能の強化等を推進する。（拡充）

- わが国への世界的な研究開発拠点の誘致を引き続き強力で働きかける。
(継続)
- 改正研究開発力強化法に基づき、研究開発等に係る企画立案や知的財産権の取得及び活用等を行うリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保や研究開発法人による大学等発ベンチャーへの出資業務を推進する。（新規）
- 大学等発ベンチャーをより多く創出していく観点から、大学が持つ知財・研究成果等について、市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで加工するとともに、事業化の前段階から、チームビルディングによるマネジメント、資金調達等を支援する仕組みの構築や、起業家精神を持ったイノベーション人財の育成等の諸施策を総合的に実施する。（新規）

7. 国際的・戦略的な知財人財の育成

グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、世界を舞台に活躍できる国際的な知財人財や、経営者や法曹をも含めた戦略的な知財人財等、知財システムを支える国際的・戦略的な人財の確保・育成、活用を推進する。

- 企業が知的財産を活用した経営を推進し、知的財産の流通を促進するため、知的財産が有する価値について客観的に評価できる人財を育成するとともに、価値評価手法の確立に向けた検討を行う。（継続）
- 知財人財の育成について、(独)工業所有権情報・研修館（INPIT（前掲））を活用するなど、官民一体となって推進する。（継続）
- 大学の専門課程における知的財産に関する科目の必修化等の取り組みを進める。（継続）
- 途上国や新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、研修や法整備支援を通じて、アジアをはじめとする新興国における法整備・法執行分野を中心とした知財人財の育成を図る。（継続）
- 諸外国の知財法制やその運用等に関する情報の収集・提供、海外進出企業に対する的確な法的アドバイスの提供、わが国の知財法制の国際発信・国際標準化等に取り組む法曹人財を戦略的に育成し、在外公館等において、関係機関と連携し、法的な面からの投資環境整備、問題点の集積・分析等に携わることにより、海外展開を行う中小企業が直面する法的リスクに対し、適切な支援を行う体制を構築する。（新規）
- 途上国や新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。（拡充）

(以上)

コンテンツ小委員会 7の提言

平成26年5月27日
自由民主党 政務調査会
知的財産戦略調査会
コンテンツ小委員会

コンテンツ小委員会のとりまとめを貫く考え方は、「日本の魅力ある文化資源を海外に積極的に発信し、その利活用により関連産業も含めて国力を強める、すなわち、コンテンツによって海外でおおいに稼ぐべき」ということである。

これまで、コンテンツ業界は、国際展開を本気で考えなくても、国内のコンテンツ市場で安住していればよかったが、少子高齢化、人口減といった社会情勢を背景に、国内市場は早晩成熟することが見込まれる。しかし、こうした事実を悲観的にとらえる必要はない。我が国のコンテンツは海外において幅広いファン層を獲得しており、むしろ、海外に活路を開拓する絶好のチャンスととらえるべきである。

「海外で稼ぐ」とは、言い替えれば、コンテンツ産業の輸出産業化である。輸出産業化を促すためには、日本で売れるコンテンツは、翻訳を付けて海外に売り出せばよいという発想から脱却しなければならない。徹底的な海外市場のマーケットリサーチを、国ごと、そして、コンテンツごとにきめ細かく行う覚悟が必要である。

さらに重要なことは、海外の市場で受け入れられる程度に、リーズナブルな価格で、いわゆる正規版が供給されることである。民間では、すでに、ソフトや著作権を無料ないし割安で供与、あるいは、違法配信をやめる代わりに正当な放映権を付与する、といった動きも出てきている。需要層にマッチしない高価なコンテンツしか供給できないのであれば、決して海賊版はなくなる。

国内で十分まかなえるから、余裕があれば海外でも売ればよいという発想から脱却し、海外市場で売り出すことをあらかじめ念頭におき、国内での製作段階で必要な権利処理等を済ませるなどして、円滑かつ低価格で著作物の利用が行われるような環境を整備しなければならない。権利処理の円滑化を図ることなどにより著作物の利用コストを下げ、低価格でコンテンツが供給できることこそが、最も効果的な海賊版対策であるとも言えよう。

1 著作権の保護期間の検討

- ア. 目標：著作権の保護期間について、コンテンツの利用を促進するという視点を踏まえて定める。著作権の戦時加算問題についても適切な対応を図る。
- イ. 現状：著作権の保護期間は、著作者の死後50年となっており、また、連合国に対し、日本のみが負う戦時加算がサンフランシスコ条約により規定されている。

(注) 戦時加算の期間は国ごとに異なり、例えば、米国の場合は約10年。

- ウ. 施策：国際的な動向等にも配慮し、また、映画著作物についてはすでに保護期間が公表後70年となっていることも勘案し、その他の著作物の保護

期間を著作者の死後70年に延長することについて、著作権の保護と利用促進のバランス等に留意しつつ検討する。また、保護期間に係る戦時加算の解消について、強い決意をもって関係国の理解を得て、対応を検討する。

2 海外現地情報の収集と維持管理

- ア. 目標：海外展開に際し、簡易な調査のため基礎情報データベースを確立する。
- イ. 現状：外務省・ジェトロにも十分な情報が掌握されていない状況にある。
- ウ. 施策：著作権に関連する法制度、当該国のコンテンツ趣向、慣行など国内の権利保有者が必要とする情報項目を整理し、一元的にデータを集約・整理する。

3 人材育成

- ア. 目標：海外留学制度と国内人財育成のプログラムを一層推進する。
- イ. 現状：経済産業省では「国際コンテンツビジネスプロデューサー育成事業」を展開している。また、文部科学省では「若手芸術家海外研修事業」を展開している。ただし、いずれの事業においても、十分な人数の留学生を派遣できていないなどの状況にある。
- ウ. 施策：上記の事業における海外留学者の増員を図るとともに、芸術家には、留学先における作品の発表の機会をつくる支援を行う。また、優れた若手プロデューサー養成のための大学院における研究科・専攻の設置や育成プログラムの策定を支援する。

4 日本発のプラットフォームの構築

(1) コンテンツポータルサイトの充実

- ア. 目標：日本のコンテンツ情報を一元的に掌握できるプラットフォームを構築する。
- イ. 現状：経済産業省が主導し「JAPACON」が立ち上がったところである。
- ウ. 施策：「JAPACON」の一層の整備を行う。具体的には、内容を充実させるとともに、多言語対応化を図る。

(2) コンテンツ販売を狙ったプラットフォームの成功モデルの構築

- ア. 目標：国が一步前に出て、コンテンツ販売のための日本発プラットフォーム構築の成功事例を作る。
- イ. 現状：インターネット上の各種プラットフォームは海外勢に席卷されており、我が国は出遅れている。
- ウ. 施策：ジャパンコンテンツを世界に流通させるため、海外でも通用する日本発のプラットフォームを構築する。例えば、「エンタメプラットフォーム」の構築を関係機関も含めて検討する。

5 アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

- ア. 目標：コンテンツのアーカイブ化を進め、文化、地域情報の海外発信を積極的に展開する。
- イ. 現状：書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、漫画、ゲーム、写真など

の文化資産及びこれらの関連資料などのアーカイブ化が遅れている。これらのコンテンツのアーカイブ化を促進することは、新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラ構築のために必要不可欠である。

- ウ. 施策：アーカイブの利活用を促進するため、必要な資金や人材の確保、アーカイブシステムを支える基盤技術の開発・関連法制度の整備等の措置を積極的に講じる。

6 法制及びライセンス体制の整備

(1) クラウドサービス等によるビジネス展開の促進

- ア. 目標：コンテンツ利活用の一層の促進のため、クラウドサービス等が円滑に行われるよう、制度環境の整備を図る。
- イ. 現状：個人向けストレージサービス等のクラウドサービス やメディア変換サービス等において実質的に権利者に損害を与えないサービス提供に伴ってやむなく行われる著作物の複製・公衆送信等が、著作権法上許容されるかどうか等については、複数の法解釈が成り立ちうるため、国内クラウド業者が事業展開に当たり慎重になっている。
- ウ. 施策：クラウドサービスの著作権法上の扱いについては、現在、文化庁において、関係者から意見を聴きつつ文化審議会著作権分科会で議論が行われているところであるが、今後の新たなサービスに対応することが出来るよう柔軟性のある規定の制定を含めた審議を加速化し、遅くとも今年度前半には結論が得られるようにする。

(2) ネットワークにおける利用の拡大と権利処理の円滑化

- ア. 目標：権利許諾やライセンス料金の徴収等に係る事務の円滑化を推進する。また、適用範囲が過度に制限的な著作権法上の権利制限規定については、非営利的利用が、適切に保護されるよう制度面での対応を図る。これらにより、デジタルネットワークを活用した創造的なコンテンツサービスの展開を促進する。
- イ. 現状：許諾窓口の分散や権利者不明等の理由により権利処理に時間がかかることが、デジタル配信やコンテンツの海外展開に際し障害となっていると指摘されている。また、非営利的な利用についても著作権法における権利制限規定が限定的であることが、ネットワークにおけるコンテンツの活用を阻害する要因となっている。
- ウ. 施策：
 - ① 著作物データ管理（ナンバリング、コンテンツごとの管理団体の整備などを含む）の共通化により、許諾、徴収・分配等の容易化を促す。また、孤児作品について、裁定制度の見直しをはじめとした利活用の促進のための制度等の改善を図る。
 - ② 教育や情報処理など公正な利用に対して硬直的な規定でなく柔軟な権利制限規定を導入することなど、許諾の要らない利用範囲の見直しを行う。

(3) 海賊版対策とビジネスの展開

- ア. 目標：海賊版対策の在り方については、「権利は利用されることで商

売を生み出す」という発想に立って、利用拡大による視点を持ち、違法行為から適法行為による商売への転化を促していく。

- イ. 現状：海賊版対策は、取り締まりが中心となっており、適法による商売がいかにか売り上げにつながっていくか、という発信が行われていない。
- ウ. 施策：コンテンツに関わる権利を低価格で提供する体制を確立し、違法な行為を繰り返す利用者に対し、「違法行為は割に合わない」と認識させる状況を作り出す。こうしたことを通じ、利用者に対し権利の適切な利用を促し、権利者・利用者の双方がメリットのある関係で、ビジネスを発展させていくことを促す。

7 コンテンツ販売支援体制の構築

(1) 関係機関による協力体制の強化

- ア. 目標：コンテンツを販売するに際し、政治、行政、産業界が一体となって協力する。
- イ. 現状：イベントなどで公的なサポートはあるものの、原則的には民間企業が独自で販売を担っている。
- ウ. 施策：大使館・領事館等の国の機関、また、政治家の議員間ネットワークを駆使し、販売サポートを積極的に行う。その際には、現地司令塔を明確にする。

(2) 国際展開に対する環境整備

- ア. 目標：海外市場や関係法制を徹底的に調査・分析した上で、コンテンツ産業の国際展開に向けた環境整備を促すための措置を、コンテンツ毎にきめ細かく講じていく。
- イ. 現状：クールジャパン機構、放送コンテンツ海外展開促進機構、J-LOP 支援事業の開始など、コンテンツ産業の国際展開のためのツールが出揃い、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）等における一元的権利処理の取組が進みつつあるが、これらの機関の連携を深化させていく必要がある。
- ウ. 施策：音楽産業をモデルとして、徹底した海外市場の情報収集・分析、現地での情報発信・販売等の拠点の構築、権利保護システムの改善、国際展開を担う人材の育成等の支援策を、コンテンツごとにきめ細かく講じていく。

(以 上)